

秘密保持契約書

委託者 社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター（以下「甲」という）と受託者 ×××株式会社（以下「乙」という）は、甲乙間において締結した平成△△年△△月△△日付業務委託契約（以下「原契約」という）に基づき、次のとおり秘密保持契約を締結する。

（目的）

第 1 条 本契約は、乙が原契約締結に伴い知りまたは知り得た甲の秘密情報を保持するために締結されるものである。

（秘密情報）

第 2 条 本契約において秘密情報とは、下記の内容を含む情報であり、文書、音声、写真、映像および電子媒体等記録の形式を問わない。

（1）甲の事業活動に有用な技術上または業務上の情報であつて、公然と知られていないもの

（2）甲が事業活動を遂行する上で知り得た情報のうち、特定の個人または法人を識別することができる情報

（秘密保持義務）

第 3 条 乙は、前項に定める秘密情報を第三者に開示してはならない。

（秘密情報の取扱い）

第 4 条 乙は、原契約に定める利用目的の範囲でのみ秘密情報を使用するものとする。

2 乙は、所定の担当者以外の者に秘密情報を取扱わせてはならない。

5 乙は、所定の区域においてのみ秘密情報を取扱うものとする。

（秘密情報の複製および複写）

第 5 条 乙は、原契約に定める利用目的の範囲でのみ使用し、秘密情報を複製または改変してはならない。

（秘密情報の取扱いの再委託）

第 6 条 乙は、秘密情報の取扱いを甲の事前の書面による承諾なくして、再委託してはならない。

（秘密情報の返還および廃棄）

第 7 条 乙は、原契約の履行が終了した場合は、甲の指示に従い、甲から提供を受けた秘

密情報およびその複製物のすべてを甲に返還し、または、廃棄しなければならない。

(責任分担)

第7条 乙は、甲の委託を受け、秘密情報の漏えいなどの事故が発生した場合は、速やかにこれを甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

2 乙の故意または過失によって、秘密情報の漏えいなどの事態を生じさせ、これによって甲または乙が、本人から損害賠償の請求を受けた場合は、乙がこれを負担することとし、乙は甲と協力して、本人との対応を誠実に行なう。

(期間)

第8条 本契約の契約期間は、原契約に定めるところに従う。ただし第3条および第7条については、原契約終了後も3年間有効とする。

(解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める条項の一に違反したときは、原契約を解除することができる。

本契約成立のため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター

理事長 安藤 伸一

乙